

長崎型気候風土適応住宅の基準

令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎市において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

一 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること

二 次のイ及びロに該当するものであること

イ 次の（1）から（5）までのいずれかに該当すること

- （1） 告示第1項第一号ニ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
- （2） 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
- （3） 貫工法等であること
- （4） 床下が開放的であること
- （5） 外壁周長の過半が縁側等であること

ロ 次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること

- （1） 告示第1項第一号ニ（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
- （2） 次の（i）から（viii）までのうちいずれか3つ以上に該当すること
 - （i） 軒の出が0.9m以上であること
 - （ii） 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること
（高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること）
 - （iii） 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること
（多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）
 - （iv） 6畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る。）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること
 - （v） 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること
 - （vi） 内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること
 - （vii） 屋根が瓦で葺かれていること
 - （viii） 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること

三 次の（1）から（5）に該当すること

- （1） 外壁が塗壁（漆喰塗等）、下見板張り壁又は自然石張り壁であること。
- （2） 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること。
- （3） マントルピースと煙突を設置したものであること。
- （4） 窓の過半が鎧戸付きの木製建具（これに類するものを含む。）であること。
- （5） 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅（同一面に複数設置するときは、その幅の合計）のテラス又はヴェランダを設置したものであること。